

令和7年度 学童保育園入園申込のご案内

1. 入園申請について 【受付期間：R6.11.5(火)～11.20(水)】

- 対象児童**
- ・保護者の就労等により保育を必要とし、令和7年度中に利用を希望する児童。
 - ・前年度から継続希望の児童も、年度ごとに申請が必要です。
 - ※夏休みのみ利用の希望者は令和7年6月に一斉受付を実施します。

- 申込方法**
- ①新規を含む申込➡こども未来課（市役所1F）へ書類一式を提出
 - ②継続のみの申込➡在籍している学童保育園または、こども未来課へ提出。
 - ③新規・継続に関わらず、**電子申請が可能**です。ご活用ください。

◆申請フォーム11/5～「<https://logoform.jp/f/C7lSw>」➡

- ※窓口には本人確認のため、運転免許証・マイナンバーカード等の本人確認書類をお持ちください。
 ※保護者以外が申請に来られる場合は委任状が必要です。（委任状は保護者が全て記入のこと）



受付期間 令和6年11月5日（火）～11月20日（水）※土、日、祝日を除く

受付時間 午前9時00分～午後5時

※水曜日（13日）のみ、事前予約制で午後7時まで受付します。予約フォーム10/15～➡



必要書類



入園案内
HP

入園申請書 兼 児童台帳	世帯ごとに1部
児童の状況確認票	児童ごとに1部
<p>保護者の状況により以下①～③のいずれかを提出。詳細は次ページでご確認ください。</p> <p>①就労証明書 ②就労状況、介護・看護状況申告書 ③母子手帳の写し</p> <p>※こども園用申込用に「就労証明書」等をご準備済の場合はご自身でコピーを取り、学童申込時に添付ください。 ※ご不明な点は担当課へお問合せください。</p>	<p>父母それぞれ1部 ※こども園用との併用可 (事前にご家庭でコピーして持参ください。)</p>
<p><窓口での本人確認書類 (A・Bのいずれか) ></p> <p>A：申請者の身分証明書 (免許証・マイナンバーカード等) B：委任状 (保護者以外が提出される場合)</p>	<p>A：提示のみ (北 - 不要) B：保護者が全て記入したものを代理人が持参すること</p>

入園決定 令和7年2月初旬に文書で通知します。

※定員を超える場合は、保護者の就労状況、学年等を考慮し、入園を決定します。

※入園希望者が5名に満たない場合は休園します。

入園説明 2～3月頃に各園で説明会・保護者会を開催予定です。この入園案内をお持ちください。

注意事項

- ・年度最初の開園日（4/1）は新年度準備のため、可能な場合はできるだけ家庭保育にご協力をお願いします。

- ・お子様本人の「行きたくない」という思いから、園生活でトラブルが生じる場合があります。特に高学年の児童は、必ず本人の意向も汲み、お子様が納得して通園できるよう、ご家庭で十分に話し合ったうえでお申し込みください。

- ・お申込み前に、必ず“4. 事業概要”や“5. 学童保育園のきまり”をご一読ください。

2. 途中入園（随時・長期休暇のみ）、再入園申請について

実施園 定員に余裕がある園

受付期間 ・夏休み期間中のみの利用 ➡ 6月上旬に一斉受付し、7月初旬に通知予定。

・その他（途中入園・再入園・冬休・春休）➡ 随時（入園希望月の前月20日まで）

3. 申請書類についての注意事項

・入園申請書兼児童台帳

→世帯ごとに1枚提出（入園児童4名以上の場合、2枚目に4人目以降の児童欄のみ記入）

※夏休みの利用予定確認欄は、申込時点での予定を記入ください。

- ・利用しない→入園期間最終日は7月21日となります。7/21付の退園届は不要ですが、9月以降の利用を希望される場合は、8月20日までに再入園届を提出ください。
- ・未定→5月中旬頃に利用希望をお伺いしますので、それまでにご意向を決めておいてください。

・児童の状況確認票

→児童1人ごとに1枚提出

※支援員に伝えておきたい身体面・精神面で気になることなど、詳細にもれなく記入ください。

※アレルギーに関しては、必ず入園説明会等で支援員と直接ご相談ください。

・就労証明書または就労状況、介護・看護状況申告書

→こども園提出書類のコピーでも対応可ですが、各ご家庭で事前にコピーして添付ください。

※継続児童の場合で、転職等により3カ月以内に取得した就労証明書を提出されている場合は、省略可能ですが、必ずその旨をお申し出ください。

<「就労証明書」「就労状況、介護・看護状況申告書」の記載について>

理由（対象者）	書類区分	詳細
就 労 ・事業所等に勤務 ・自営業（法人格あり）	就労 証明書	事業所担当者へ就労証明書を提出し、保護者記載欄以外のすべての項目に記入を依頼してください。 ※様式は市HPからもダウンロードできます。 ※保護者記載欄は、最下欄の【保護者記載欄】のみです。
		・自営業（法人格のない個人事業主） ・自営業専従者（家族従事者） ・内職
障がい	就労状況、 介護・看護 状況申告書	・保護者本人の手帳等のコピーまたは診断書を添付
疾病（入院等）		・入院（通院）先の病院名称・住所・連絡先・内容（必要期間等）を記入し、診断書を添付。 ※診断書では療養見込期間等が不明な場合など、状況により別途提出書類をお願いする場合があります。
介護・看護		・介護を受ける方の氏名・続柄・住所・内容を記入し、診断書または介護保険証等状況が確認できる書類を添付。 ※診断書では療養見込期間等が不明な場合など、状況により追加提出書類をお願いする場合があります。
就 学		・就学先名称・住所・連絡先を記入、在学証明書と時間割表を添付。
その他		※事前にこども未来課（TEL：42-8726）へご相談ください。
妊娠・出産	母子手帳の 写し	・出産予定日を記入し、母氏名と出産予定日が確認できるページの写しを添付

4. 事業概要

- 事業目的** 保護者の就労等により保育を必要とする児童を対象に、学校終了後に遊びを中心とした保育を実施します。
- 対象児童** 保護者の就労等により保育を必要とする児童
(夏休みのみの利用希望は令和7年6月に一斉受付を実施します。)
- 実施園** 市内の全小学校区 ※希望者が5名未満の場合は休園します。
- 開園時間** 平日 放課後 ~午後6時30分
★新1年生は4月前半に午前中下校の期間がありますので、4月のみの利用希望での申込みもできます。対象期間は下校時より学童保育を実施します(お弁当要)。
土曜日 午前8時00分 ~午後6時30分
長期休暇・行事の振替休業日等 午前8時00分※~午後6時30分
※**夏季休暇(夏休み)中のみ、早朝保育あり(午前7時30分~)**

《土曜学童について(4月中旬~)》

- ・保護者が就労等のため、**通年で土曜学童利用が見込まれる方のみ**申込みができます。
- ・センター方式で、北条学童保育園で市内11園の児童をお預かりするため送迎が必要です。
- ・行事等による一時的な保育については、加西市ファミリー・サポート・センターをご利用ください。

《(夏季)早朝保育(7:30~)について》

- ・保護者が就労等のため、**8時受入れではお仕事等に間に合わない方のみ**申込みができます。
- ・シフト制や他のご家族で対応可能な場合など、早朝保育不要な日は8時受入れとします。勤務表の提出をお願いする場合がありますので、ご協力ください。
- ・早朝保育の受入可否については、担当課にて最終決定をしますので、ご了承ください。

休園日 日曜日、祝祭日、12月29日~1月3日

保育料	通年利用	78,000円/年(月額6,000円、8月のみ12,000円)
	夏休み期間のみ利用(7/22-8/31)	15,000円(※令和6年3月に料金改定)
	冬休み期間のみ利用(12/26-1/6)	6,000円
	春休み期間のみ利用(3/25-4/6)	6,000円

※「長期休暇のみ利用」については、終業式・始業式の日は利用対象外です。

※上記のほか、おやつ代及び教材費として保護者会で月額1,500円程度を集めます。

※出席日数に関わらず、在籍している場合は月額でご負担いただきます。

※世帯の合計所得に応じて減免制度があります。(※入園決定時に詳細案内予定)

- 納付方法** 保育料は原則、毎月末日(土日祝の場合は翌平日)に口座振替により納付してください。
※**新規入園の方は、3月末までに市内の金融機関で口座振替の手続きをお願いします。**
※お申込みから振替開始まで1~2カ月程度かかります。
※兄弟が入園される場合は、自動的に同一口座からの振替になりますが、金融機関により再度手続きが必要な場合があります。

口座振替登録が間に合わない月には、毎月中旬に保護者宛てに納付書を郵送しますので、月末までに納付してください。

おやつ代や教材費は、各園の保護者会で集金期日の取り決めがされています。



5. 学童保育園のきまり

1 学童保育園での生活について

- 家庭に代わる生活の場となるよう、遊びを中心とした保育を行います。集団生活となりますので各学童でのルールに従って指導します。ご家庭においてもあわせてご指導をお願いします。
- 習慣づけのため、宿題をする時間を設けますが、宿題の見直しや本読み等はご家庭でお願いします。
- 学校休業日等で給食のない日は、お弁当・お茶を持たせてください。

2 通園について

- 原則、証明書を提出されている理由によりお子さまをお預かりします。保護者がお休み等の場合は、家庭保育にご協力をお願いします。「本人が行きたいから」という理由での通園はお控えください。
- 登園時の健康状態により受入れが認められない場合がありますので、必ず毎朝の健康チェックをお願いします。
- 小学校を欠席・早退するときは、小学校と学童保育園の両方に連絡してください。
- 小学校に登校し、学童保育園を欠席するときも、小学校と学童保育園に連絡してください。
※学童保育園の欠席は「加西市公式 LINE」から送信できます。友だち追加はこちらから➡
※児童の申し出による欠席は、児童の安全確保の観点からお受けできません。
- 一日学童の送り時は、必ず開園時間内に子どもと一緒に学童保育室までお越しください。
- 普段と異なる方がお迎えに来られる場合は、事前にお電話などでご連絡ください。
※未成年による送迎、児童のみでの帰宅は安全上認めておりません。
- 就労証明書等により、保育の必要な日時を確認しています。勤務等終了後は、速やかにお迎えをお願いします。



◆勤務時間等のご都合により、開園時間前後の保育や送迎ができない場合については、加西市ファミリー・サポート・センター（☎42-0111）の利用等を紹介いたしますので、支援員またはこども未来課へご相談ください。

3 緊急時の対応について


- 児童が登校した後、加西市に気象警報が発令され、学校が一斉下校・保護者引き渡しとなった場合は、原則、学童保育園を開園します。（※小学校との協議により変更の場合あり。）
- 長期休業中及び行事の振替休業日等で1日保育となる場合、午前7時に気象警報（熱中症特別警戒アラート含む）が発令されている場合は、終日休園としますので、気象情報にご注意願います。
- インフルエンザ等感染症拡大防止のため、学級・学年閉鎖したクラスの児童は、下校当日の放課後から閉鎖が解除されるまで登園できません。
- 急な学級・学年・学校閉鎖に備えて、家族内での緊急連絡方法や保護者がすぐにお迎えに行けない場合の対応等について、事前にご家庭で話し合っておいてください。
- 緊急時にも必ず連絡がつくよう、緊急連絡先は日中に対応可能な連絡先を記入してください。連絡先や勤務先、世帯、住所等が変更になった場合は、必ず「記載事項変更届」を提出してください。
- 入園後には、保護者からの欠席連絡や緊急時のLINE配信に対応いただくため、事前に「加西市公式LINE」の友だち追加をお願いします。※欠席連絡・緊急連絡受信方法の詳細は入園決定時や説明会等でご案内します。

4 健康管理について

- 学童保育園での事故が生じた場合、加入する保険の範囲内で費用の一部を負担します。
※故意による器物の破損については費用弁償いただく場合があります。
- 次のような場合、身体状況等を総合的に判断し、お迎えを要請します。
※頭部の打撲等で特に必要があると認めたとき
※37度を超える熱があるとき、病気を発症したとき

- 保護者へ連絡後に病院への搬送をお願いすることもあります。支援員が搬送する場合は、病院への付添いや病院・医師との電話対応等をお願いすることがありますので、ご理解・協力をお願いします。
- 緊急時に対応ができるように日中に対応可能な連絡先を明らかにしておいてください。
- 感染症の病気等の場合は登園できません。感染症が疑われる症状がある場合は、判定可能な時期が到来したら速やかに受診をお願いします。

5 届出書類（記載事項変更・退園・再入園・辞退）について

内容と必要書類	いつまでに	オンライン申請
申請書の内容に変更が生じたとき ➔「 記載事項変更届 」	速やかに	変更・退園・再入園・辞退届の オンライン申請はこちらから (R6.11.15 ~利用可能) ↓  https://logoform.jp/f/LKg0Y
退園されるとき ※月途中退園でも保育料は還付しません。 ➔「 退園届 」	退園する月の 20日まで	
年度内に再入園したいとき ➔「 再入園届 」	入園希望月の 前月20日まで	
入園申込、入園決定を取下げ（辞退）するとき ➔「 辞退届 」 ※待機中児童の取下げの場合も必要です。	入園の5日前まで (速やかに)	

- 提出先は通園先の学童保育園またはこども未来課です。
※学童保育園へ提出される場合は、期日までにこども未来課へ書類が届くようお早めをお願いします。
- 原則として休園はできません。病気療養、一時帰国等の特別な理由がある場合は、こども未来課にご相談ください。
- 期日までに必要な届出がされないときは翌月以降も在籍とみなし、月々の保育料が徴収されますのでご注意ください。

6 入園決定の取り消し

次の場合、入園決定を取り消すことがあります。

- 入園申請書の内容に偽りがあった場合
- 家庭での保育が可能となった場合
- 正当な理由なく保育料を滞納した場合
- 申出がなく欠席が7日以上続く場合（申出があっても原則2カ月以上の欠席は認められません）
- 自他の安全を損なうような危険な行動がみられる等、学童保育園の管理運営に支障をきたす場合

7 その他

学童保育園の運営やお子さまが行きたがらないなど、お困りのこと、お気づきのことがございましたら、お気軽にお電話や相談フォームよりご連絡ください。 ◆[ご相談フォーム](#)➔



担当課・学童保育園電話番号一覧（※学童保育園は留守番電話機能付。在籍園の電話番号を登録ください。）

北条学童保育園	0790-42-0330	富合学童保育園	0790-47-0037
北条東学童保育園	0790-42-5776	日吉学童保育園	0790-45-0665
富田学童保育園	0790-42-0267	宇仁学童保育園	0790-45-1859
賀茂学童保育園	0790-46-1681	西在田学童保育園	0790-44-2310
下里学童保育園	0790-48-2011	泉学童保育園	0790-44-1450
九会学童保育園	0790-49-3661	こども未来課	0790-42-8726(直通)

【お問合せ先】

加西市教育委員会こども未来課（学童保育担当）

〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地

TEL：0790-42-8726

FAX：0790-42-8731

MAIL：kodomo@city.kasai.lg.jp